平成２３年（フ）第２１号
金沢市神谷内町101番地、従前の住所金沢市神宮寺２丁目３番31号
債務者　村上　良子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
金沢市南森本町ト88番地１、従前の住所石川県かほく市学園台３丁目51番地
債務者　櫻井　陽子（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
金沢市疋田３丁目99番地　コーポ313―206号
債務者　ハマ　サビナ　カリアソ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
山梨県大月市賑岡町畑倉1240番地１　畑倉団地１―423号
債務者　谷知　正雄
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５号
山梨県大月市富浜町鳥沢1551番地１
債務者　長田　一樹
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第６号
山梨県大月市猿橋町猿橋289番地　市営アツクメ団地１―301号
債務者　小林　由明
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
兵庫県加古川市野口町長砂697番地の22
債務者　神名　元子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９０号
兵庫県加古川市志方町細工所1086番地、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田1183番地の３堀井荘５号
債務者　川邊　勝子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５号
兵庫県美方郡香美町小代区城山５、住民票上の住所兵庫県美方郡香美町村岡区福岡590番地の１
債務者　田渕こと　田淵　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第９号
兵庫県豊岡市中央町15番15号、前住所兵庫県豊岡市下陰529番地の13
債務者　家元ひさ野
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
広島市南区堀越３丁目８番31号
債務者　俵　　夕子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７号
広島市西区田方３丁目1481番地の１　サンシティー田方308号室
債務者　木下　里花
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３号
広島市安佐南区中須１丁目14番23―1202号
債務者　横手　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８号
広島市佐伯区五日市町大字石内5016番地
債務者　多賀　　修
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４号
広島市西区三滝本町２丁目13番20号
債務者　藤井　昌美（旧姓岩見・西村）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
広島県尾道市美ノ郷町猪子迫167番地
債務者　藤井　清美
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
広島県三原市中之町１丁目10番23号
債務者　大坂友紀恵
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
徳島県美馬市脇町字新山178番地４
債務者　藤本　吉雄
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
徳島地方裁判所美馬支部